

明治大学 自治労寄付講座

# 自治体の不安定雇用労働者・ 臨時非常勤労働者の現状と 労組の活動

～町田市立図書館の事例から～

自治労町田市図書館嘱託員労働組合  
望月みく

# 本日お話しすること

1.図書館と嘱託（非正規）職員の現状

2.嘱託労について

3.伝えたいこと

# 町田市の位置と町田市立図書館



東京都の南端  
面積：約72平方Km  
人口：約43万人  
(引用元：町田市HP)



町田市立図書館  
(中央館)



図書館8館 + 文学館  
+ 移動図書館車  
蔵書数：約117万冊  
(引用元：町田市立図書館HP)

# 図書館の業務

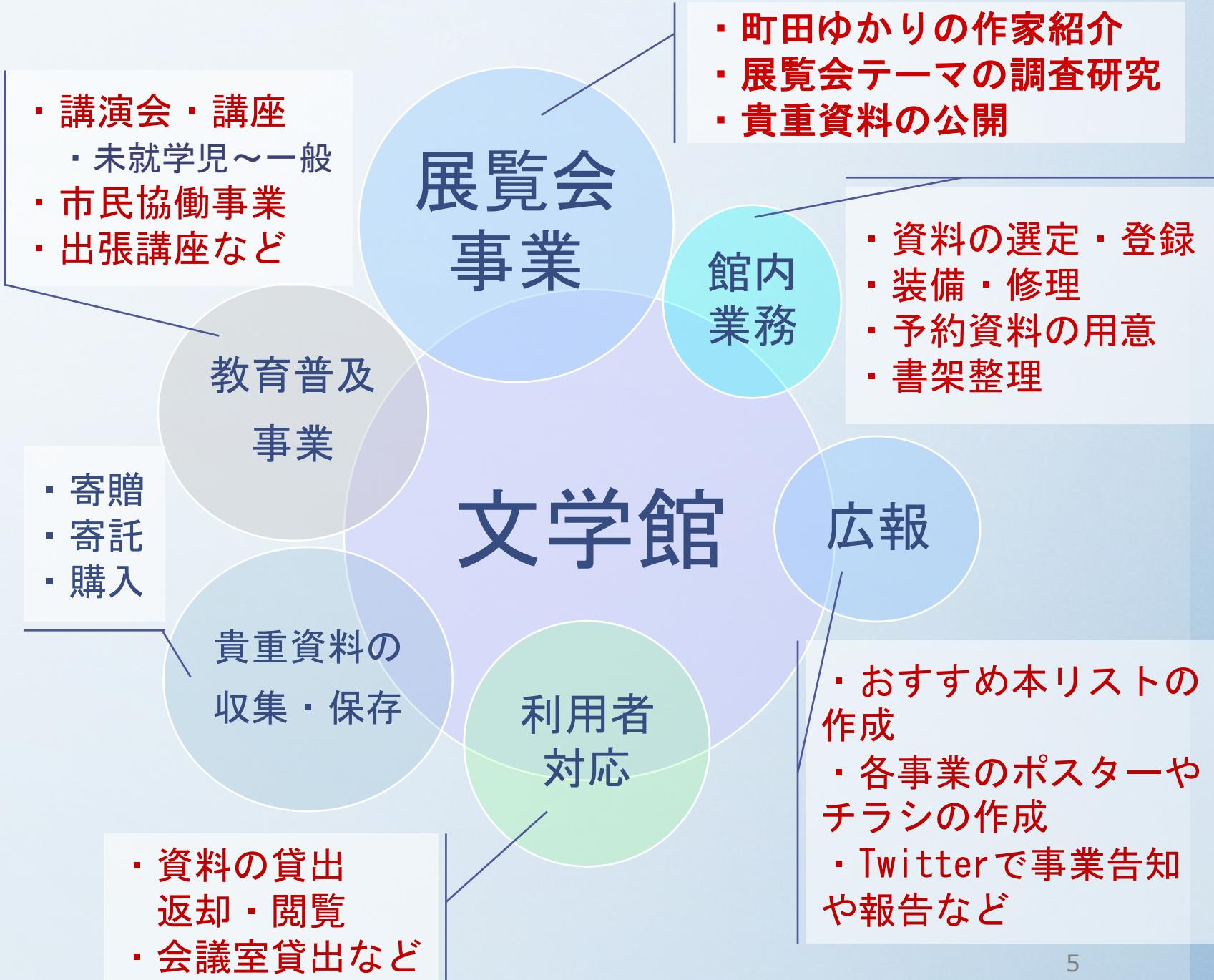
資料の貸出・返却  
だけではなく、様々な  
業務を行っている



# 文学館の業務

## ～文学と言葉に 親しんでもらうため～

- ・図書館業務
- ・貴重資料の収集・保存
- ・展覧会事業(調査研究・公開)
- ・教育普及事業



# 町田市立図書館の職員について

## ① 人数比の変化



データ出典：『町田の図書館』2007-2014年版

# 町田市立図書館の職員について

## ②嘱託職員の待遇

### 勝ち取った待遇（主なもの）

- ・ 結婚休暇（有給）
- ・ 忌引（有給）
- ・ 時間外勤務報酬
- ・ 産前産後の休暇（無給）
- ・ 育児休暇（無給）
- ・ 介護休暇（無給）
- ・ 病気休暇（無給）

### 実現できていないこと

- ・ 安定した継続雇用の確保
- ・ ボーナスの支給
- ・ 退職金の支給
- ・ 無給の休暇の有給化
- ・ 勤続年数による昇給制度
- ・ 常勤職員の給与額との不均衡の是正

# 町田市立図書館の職員について

## ③嘱託職員が直面する課題



待遇格差

不安定

法制度

更に

- 常勤職員との差
- 民間労働者との差

- 短期雇用
- 図書館の運営形態
  - 指定管理者制度

- 2017年 地方公務員法・地方自治法改正への対応

法の谷間

# 小括：図書館と嘱託（非正規）職員の現状

- 図書館には貸出・返却以外にも様々な業務がある
- 町田市の図書館の嘱託職員の業務範囲は年々拡大していて、常勤職員とほぼ変わらない仕事を担っている
- 指定管理者制度の導入により、図書館の運営形態が検討されている

嘱託職員は様々な課題を抱えている  
たとえば

- ① 常勤職員との待遇格差
- ② 雇用についての不安
- ③ 嘱託員の権利を保障する法律が曖昧

などなど…

労働組合

# 嘱託労について

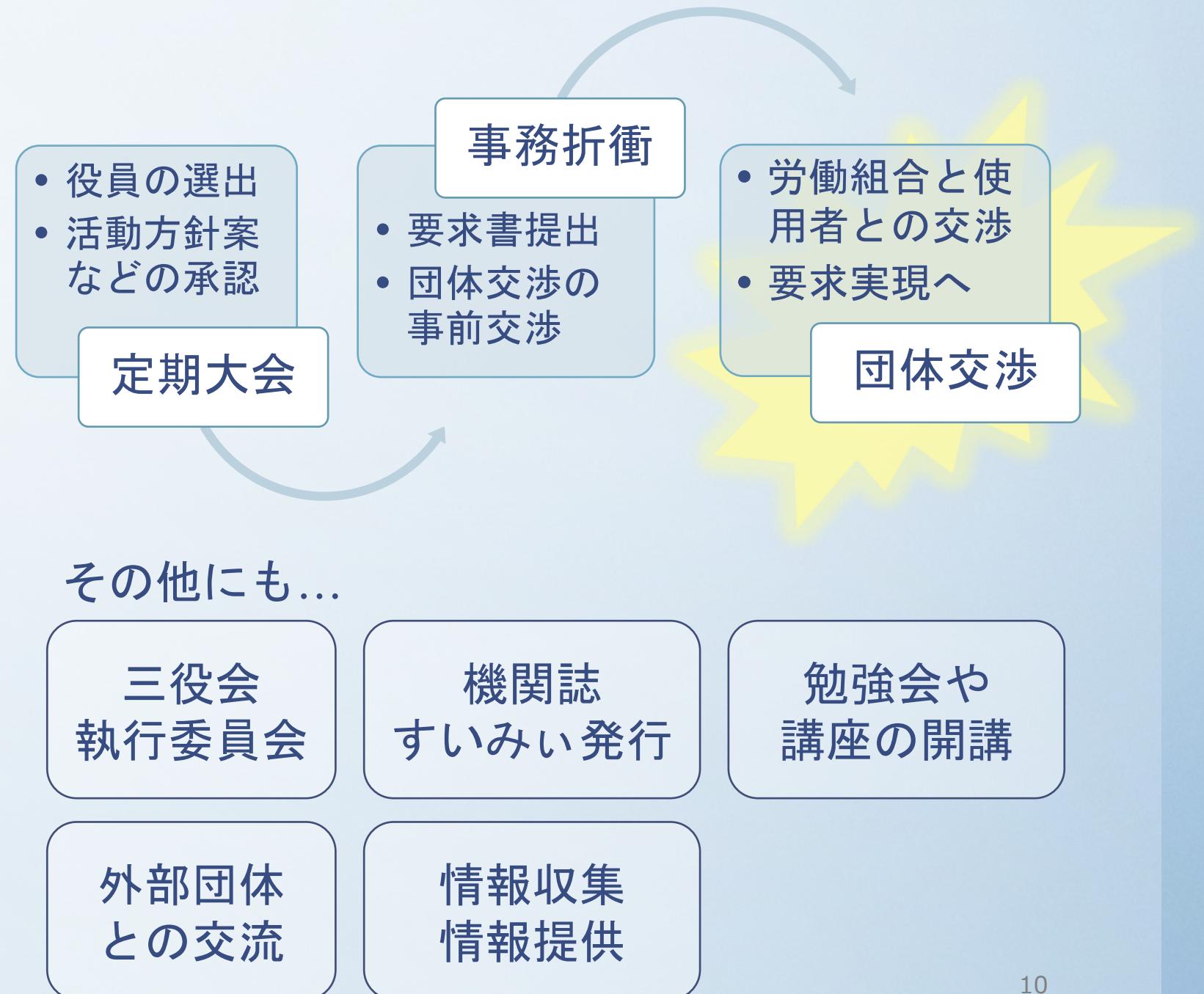
## ①概要

組合員数101名

(2019.05.31時点)

年1回の団体交渉が  
メインイベント

その他に、組合員の  
意見集約、親睦・  
スキルアップのための  
活動などを行う



# 嘱託労について

## ②私たちが要求していること

### 2018年度要求書より（一部抜粋）

- 安定した継続雇用の確保
  - 図書館・文学館の直営堅持
  - 会計年度任用制度について
    - ・報酬に関しては現行水準の維持確保
    - ・期末手当の支給
    - ・嘱託員の雇用継続
- など…

町川市教育委員会  
教育長：加木一郎

自治市町市立図書館嘱託員分離組合  
執行委員長：遠野一平

要求書

件名、地方自治の発展に尽力されている貴様に敬意を表します。

さて、図書館嘱託員制度は1998年12月より導入され、その数は2016年4月現在109名となっております。定員適正化プランにより嘱託員の人数は精になり、全國から優秀な人材が採用され、専門職として本職の高い技術サービスを提供すべく日々頑張りしております。しかし、業務範囲は年々拡大していくながら、資金・労働条件は嘱託職員との間に大きな格差が存在しております。

今年度は人件費の削減により、業務量の見直しを行なうことなく嘱託員が職員となりました。それに伴い、私たち嘱託員への苦情が増大しています。

正確の職員と無差なく働く嘱託員のために、また図書館の更なる発展のために、待遇改定について真摯な対応をお願い申し上げます。

今後とも専門職としてのサービスの供給者としての役割を果揮し、苦難とゆとりをもち不文理なく業務に専念できる環境を整えるため、下記のとおり要請いたします。文書により誠意あるご対応をお願い申し上げます。

記

1. 安定した継続雇用を確保すること。

2. 嘱託員の業務基準の実態を踏まえ、同一または類似の職務を行う嘱託員の給与額との均衡を考慮した報酬額に改定すること。

3. 2018年度嘱託員員日の予算財源を確保すること。

4. 今后消費税の増税が行われた際には、増税率を考慮した報酬額に改定すること。

要求書

# 嘱託労について

## ③嘱託労の意義

### 嘱託労=雇用者との交渉手段

労働組合法第7条（不当労働行為）

“使用者が雇用する労働者の代表者と  
団体交渉をすることを正当な理由がな  
くて拒むこと”の禁止

- ◆様々な権利・処遇を勝ち取ること
- ◆市が直接雇用した職員による図書館運  
営の維持（図書館の直営）



# 伝えたいこと

## ①「身を守る手段」としての労働組合

私たちにとって、嘱託労とは

- なくてはならないもの。  
とはいえ、もちろん大変なことも…
- 組合員の意見をまとめられないこと  
もある
- 組合活動に消極的な人もいる
- どれほど準備して団体交渉に臨ん  
でも、全く要求を実現してもらえないことだってある

それでも！

- 最も恐ろしいのは、交渉する手段  
がなくなること
- 私たち嘱託員にとって、嘱託労を  
通じ、使用者と団体交渉していく  
ことこそが、身を守る手段なのです

「労働組合」という手段を  
覚えていてください

# 伝えたいこと ②最後に —図書館の将来について—

## 図書館民営化の流れ

問題① 「官製ワーキングプア」

### 【参考】図書館法第17条

公立図書館は、入館料その他図書館  
資料の利用に対するいかなる対価を  
も徴収してはならない。

問題② 文化・教育の拠点として

どんな図書館がほしいのか、  
住民の意思が問われる時代

ご静聴 ありがとうございました

